〇生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月生駒市条例第44号)新旧対照表

現行	改正案
附則	附則
(経過措置)	(経過措置)
第2条 この条例の施行の日から <u>令和2年3月31日</u> までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(<u>令和2年3月31日</u> までに修了することを予定している者を含む。)」とする。	第2条 この条例の施行の日から <u>令和7年3月31日</u> までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(<u>令和7年3月31日</u> までに修了することを予定している者を含む。)」とする。